

# 重 要

事 務 連 絡  
令 和 2 年 5 月 1 日

保護者 各位

都城市立庄内中学校  
校 長 谷 口 千 尋

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業の期間延長について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動にご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。  
さて、前回のお知らせで4月22日（水）から5月6日（水）までを臨時休業としていたが、この度の市教育委員会の決定を受け、市内の全小・中学校においては、下記のとおり、休業期間延長することとなりました。

保護者の皆様におかれましては、度重なる対応をお願いすることになり、お子様の食事や安全面などにおいて不安を感じられることと推察いたしますが、国・県をあげての感染拡大防止対策という趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 臨時休業の終了時期

令和2年5月10日（日）まで（延長）

- 臨時休業期間中は、次のとおりお願いします。
    - ・ 平日については原則、自宅待機・自宅学習とします。
    - ・ 学習課題については、計画的に進めさせてください。
    - ・ 週休日及び祝日を含め、不要不急の外出は極力避けさせてください。
    - ・ 部活動については中止とします。（10日まで延長）
  - 11日より通常授業を開始します。
    - ・ 検温を行い、マスク着用で登校をお願いします。
    - ・ 給食も11日から再開します。給食着を持って帰っている生徒は給食着を持参します。
- ☆ 今後、更に、臨時休業期間等に変更があった場合は、改めて学級連絡網等で連絡します。

### 2 お願い

- 臨時休業期間における以下の①から③の項目については、これまでどおりとします。

- ① 部活動に関すること
- ② やむを得ない事情により、登校の希望があった場合の学校の対応に関すること
- ③ 学校施設開放に関すること

- 引き続きお子様の日々の体調管理をお願いします。  
今後、お子様や家族の皆様にも、発熱等の症状や強い倦怠感、更に息苦しさ（呼吸困難）があった場合には、病院受診の前に、まずは都城保健所内に設置してあります「帰国者・接触者相談センター（0986-23-4504）」に連絡することと併せまして、学校への連絡もお願いします。
- 感染拡大防止のためにも、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けていただきますようお願いいたします。また、感染機会を極力減らすためにも、不特定多数との接触を避け、不要不急の外出はお控えください。
- ご家庭においても、手洗いや消毒、咳エチケットなどの感染防止対策の徹底をお願いします。

- 児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することは大切であると考えておりますので、臨時休業期間中に学校の校庭を開放して、児童生徒の運動する機会を提供します。

【学校の校庭を開放するに当たっての留意事項】

- ・ 開放期間は、これまでに予定していた5月1日（金）に7日（木）、8日（金）を追加します。
  - ・ 開放時間は、**10：00～11：30 13：30～15：00**  
ただし、**利用1回あたり60分を上限とする。また、雨天時は制限する。**
  - ・ 校庭の使用を希望する際は、利用時間の30分前を目処に生徒本人または保護者から、学校に電話で申請してください。（※生徒本人が申請する場合には、各自保護者の承諾を事前にとっておいてください。）  
なお、申込方法等の詳細については、申込受付時に説明します。
  - ・ 学校への行き帰りは、交通安全に十分気をつけてください。自転車を利用する際はヘルメットを必ず着用してください。
  - ・ 体育館の開放やボール等の貸出は行いません。
  - ・ 校庭使用の際には、体育着、または学校指定のジャージを着用してください。
  - ・ 開放時間中において、校庭での運動中に発生したけが等には、日本スポーツ振興センター災害共済給付対象となります。ただし、学校への行き帰りのケガ等については、通常の通学方法と異なる場合には対象外となることを予めご了解ください。
- 相談等があるときは、庄内中学校（0986-37-0526）に連絡をください。